

資料 2

〔 令和 4 年 6 月 21 日 〕  
〔 地 方 財 政 審 議 会 〕

総務大臣配分資産に係る平成30年度分から令和4年度分までの固定資産税の課税標準となるべき価格等の決定及び修正について（令和4年6月修正分）

## 資料 2-1

総務大臣配分資産に係る平成30年度分から令和4年度分までの固定資産税の  
課税標準となるべき価格等の決定及び修正について(令和4年6月修正分)(総括)

(単位：百万円)

年 度	決定(追加)		修正		計		税額見込み
	決定価格	課税標準額	決定価格	課税標準額	決定価格	課税標準額	
H30	0	0	229	260	229	260	4
R元 (H31)	0	0	351	388	351	388	5
R2	0	0	370	400	370	400	6
R3	0	0	389	414	389	414	6
R4	72,956	70,289	7,165	3,890	80,121	74,179	1,039
計	72,956	70,289	8,504	5,352	81,460	75,641	1,059

※ 修正の「決定価格」及び「課税標準額」は、当初申告と修正申告の差額である。

※ 表示単位未満四捨五入により計が一致しない場合がある。